

農業協同組合と土地改良区

元杉 昭男

(一社) 総合政策フォーラム顧問

1 農業協同組合とは

本コラムでは土地改良区の特性を地方公共団体（No.33）や株式会社（No.31）との比較により明らかにした。今回は農業協同組合（以下、JAという。）との比較を試みたい。

協同組合は中小規模の生産者や消費者が相互扶助の観点から、各自の事業・生活の改善のために組織する団体

である。JAは表1の事業で農業者の組合員に最大の奉仕を目的とし、共同購入や共同販売等は基本的に独占禁止法の適用が除外され、他の協同組合などと違い信用事業の兼業も認められる。

表1 JAの事業

事業種	事業内容
営農指導	経営や技術の指導
経済事業	購買 事業・生活物資の供給
	販売 農産物の運搬・加工・貯蔵・販売
信用	事業・生活資金の貸付けと貯金の受入れ
保険・共済	生命・火災・自動車・建物更生等の共済
医療・介護	医療・保健・高齢者福祉

*その他として、事業や生活関連施設の共同利用、農産加工品などの農村工業事業、農地信託、宅地等供給、農業経営の受託、農業経営、団体協約、付帯事業など

2 JAの歴史

一九〇〇年（明治三十三年）に産業組合法が制定され、信用、販売、購買、利用（生産・生活施設の共同設置）の四種が組合事業になった。組合員に職業による制限はなく、農業者だけでなく地主や商人も認められ地域組合であった。一九三二年（昭和七年）に農山漁村経済更生運動で「全戸加入」「未設置町村解消」「四種兼営」に努め、ほぼ全ての町村に四種兼営の産業組合が生まれた。JA全農に繋がる。

一方、一八九九年の農会法で、農業の改良発達を図るため農業技術指導等を行い、会員の賦

課金と政府補助金によって運営される半官半民組織の農会が設置された。その後、農会は農政補助機関としての性格を強め、地域内に一定の面積を所有する農業者の強制加入制となった。JA全中の源流である。

戦時体制下で食糧管理制度に併せて農業団体が制定され、農会、産業組合などを統合し、すべての農業者と農地所有者が強制加入する農業会が市町村と都道府県に設立された。

戦後、GHQは、一九四七年に農地改革で生まれた小規模な農地を所有する多数の自作農による自立的な欧米型農業協同組合（専門農協）の創設を指示した。しかし、深刻な食糧難の中で食料の統制・管理するため、農業会を改組した現在のJA（組合農協）が発足した^{注1}。

3 JAの法的位置づけ

法人には公法人と私法人があり、公法人は国家目的を遂行するために設立され公権力の行使が認められている法人である。地方公共団体（一般的には国を含めない）の他に、公共組合（公法上の社団法人で土地改良区など）、營造物法人（公法上の財団法人で公社、公団など）、独立行政法人などがある。

私法人は私的な社会活動を目的とし、私人の設立行為により成立する公権力を持たない私法上の法人である。そのうち、営利法人（株式会社など）は主に経済的利益を目的にし、物質的利益を構成員（株主）への分配が認められる法人である。非営利法人は経済的利益が主な目的ではない法人で、公益法人（一般や公益の財団法人・社団法人など）と中間法人がある。

中間法人は、営利でも積極的な公益を目指す